



道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について、茨城県公安委員会の事務の委任に関する規則(昭和42年茨城県公安委員会規則第7号)の規定により、茨城県公安委員会から委任された公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 6 月 2 日

茨城県警察本部長

滝澤

幹

滋



記

- 1 意見の聴取の期日
- 2 意見の聴取の場所

令和8年6月16日

東茨城郡茨城町大字長岡3783-3

茨城県警察本部交通部運転免許センター1階 意見の聴取会場